

医療安全に関する取り組み

1. 医療安全管理に関する基本的な考え方

当院では、安全で質の高い医療を提供できるよう、医療安全管理室を中心として、全ての職員がそれぞれの立場から、積極的に医療安全対策に取り組めます。

また、院内の情報共有や、職員の医療安全に関する教育・啓発を通じて安全文化の醸成を図ります。

2. 医療安全管理体制の組織に関する事項

1) 医療安全対策組織に関する事項

医療安全管理対策委員会で、院内の安全に関する事項について検討し、医療安全管理部門、医療安全推進担当者が中心となって実行します。

2) 医療安全対策教育に関する事項

全職員を対象に、医療安全に関する基本的な考え方や医療事故防止の方策を周知徹底することで、職員の安全に対する意識を高め安全な業務の遂行のための能力向上を図ります。

3) 事例報告に関する事項

インシデントを『医療事故につながる可能性のある問題点を把握し、事故防止策を講じるための機会』と捉え、発生した場合職員は、速やかに医療安全管理部門に報告することを責務としています。

4) 医療事故発生時の対応に関する事項

医療事故発生時には、患者の救命を最優先とし、医療上の最善の処置を講じるとともに、患者・家族に対し誠実に説明を行います。また、事故の内容を明らかにし、再発防止策を早急に検討し職員に周知します。

5) 患者への情報提供に関する事項

安全に関する注意事項は、ポスター等の掲示物で院内へ情報提供を行います。

6) 患者からの意見・苦情に関する事項

患者やその家族からの意見、苦情には患者相談窓口が対応します。